

○運転免許の行政処分事務処理要綱の制定について（昭和44年9月26日例規（免）第61号）

運転免許の行政処分について点数制度を採用する改正政令がきたる10月1日から施行されるが、点数制度による行政処分事務は、この政令の施行と同時に実施される運転者管理センター業務をとおして処理する関係上、従来の事務処理要領に画期的な変更をもたらすものであることにかんがみ、このたび「運転免許の行政処分事務取扱規程」が全部改正されたが、これに伴い、別記のとおり「運転免許の行政処分事務処理要綱」を制定し、10月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

1 行政処分事務手続の改正点

- (1) 従来行政処分は、所属長の上申に基づいて行ってきたところであるが、これからはすべての違反及び事故を運転者管理センターに登録し、その通報に基づいて処分を行うことに改められた。
- (2) 従来の行政処分は、単一の違反行為について行ってきたところであるが、点数制度においては、単一の違反行為では処分しないものでも点数に評価し、違反行為の反復による累積点数によって処分を行うことに改められた。
- (3) 運転不適合者をすみやかに道路交通の場から排除し、交通の安全を図るため、違反及び事故の迅速的確な運転者管理センターへの登録を行うよう規定された。

2 関係通達の廃止

この要綱の実施に伴い、次の通達は、廃止する。

- (1) 「運転免許の行政処分事務取扱規程の改正およびその運用について」（昭和41年9月27日例規（免）第86号）
- (2) 「運転免許の効力が停止されている期間中に自動車等を運転した者に対する聴聞通知書の交付事務について」（昭和43年12月6日例規（免）第53号）

別 記

運転免許の行政処分事務処理要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、運転免許の行政処分事務取扱規程（昭和44年公安委員会規程第3号。以下「公委規程」という。）第18条の規定に基づき、行政処分事務の適正かつ迅速な処理を図るため必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「違反行為」とは、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるもの並びに同別表第2の2の表の上欄に掲げる酒酔い運転、麻薬等運転及び救護義務違反をいう。
- (2) 「人身事故等」とは、人身事故（本人以外の者に係る死傷事故をいう。）、建造物損壊事故及び令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為（酒酔い運転、麻薬等運転及び救護義務違反を除く。）をいう。
- (3) 「重大違反唆し等」とは、令別表第4に掲げる重大違反唆し等をいう。
- (4) 「道路外致死傷」とは、令別表第4第3号及び第4号並びに令別表第5に掲げる道路外致死傷をいう。
- (5) 「飲酒運転事案」とは、法第65条第1項に規定する違反行為及びこれらの違反行為をすることにより人身事故等を起こした事案をいう。ただし、違反者が負傷、入院等により捜査に相当の期日を要するもの、違反（人身事故等）の事実が明確でないもの及び否認事案を除く。
- (6) 「違反報告書」とは、交通反則切符丁票、交通切符丁票、点数切符丙票、重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票、危険性帯有・身体障害等行政処分原票、危険性帯有（麻薬、覚醒剤等）行政処分原票及び人身事故用行政処分原票をいう。
- (7) 「違反等登録」とは、別に定めるところによる違反登録、事故登録及び事案登録をいう。
- (8) 「違反等登録票」とは、違反等登録に関する違反登録票、違反・事案登録票及び事故登録票をいう。
- (9) 「行政処分関係書類」とは、違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (10) 「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (11) 「処分書」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (12) 「処分通知書」とは、規則別記様式第13の3、別記様式第13の4、別記様式第19の2及び別記様式第19の4の通知書をいう。
- (13) 「免許の停止等」とは、免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (14) 「処分対象者」とは、公委規程第2条第1項に規定する者をいう。
- (15) 「処分対象事案」とは、公委規程第2条第2項に規定する事案をいう。
- (16) 「警察署等」とは、警察署、駐車管理課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、方面機動警ら隊及び鉄道警察隊をいう。
- (17) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。

第2 処分対象事案の報告等

1 処分対象事案の発見報告

- (1) 警察官は、行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うよう配慮するものとする。
- (2) 警察官は、処分対象事案を発見したときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等

に報告しなければならない。

2 違反等登録票の作成

- (1) 警察署長等は、違反報告書により処分対象事案の報告を受けたときは、違反行為及び人身事故等については、違反等登録票を作成するものとする。
- (2) 警察署長等は、違反等登録票の作成について交通関係の事務の処理に従事する警察職員のうちから作成専従者を指定し、その者において一元的に行わせるものとする。

3 違反等登録票の作成要領

違反等登録票は、別に定めのあるもののほか、次により作成するものとする。

(1) 違反行為に関するもの

ア 違反行為（後記イに掲げるものを除く。）については、違反登録票又は違反・事案登録票（別記様式第1号）を使用するものとする。

イ 法第72条第1項前段の違反を伴う物件事故（以下「あて逃げ事故」という。）及び交通（反則）切符を適用しない物件事故並びに本人の死傷に係る自損事故については、事故登録票（別記様式第1号の2）を使用するものとする。この場合、事故登録票の「㊸事故内容」の記入は要しない。

(2) 人身事故等に関するもの

別記第1の要領による。

(3) 重大違反唆し等及び道路外致死傷に関するもの

重大違反唆し等及び道路外致死傷については、違反・事案登録票を使用するものとする。

4 審査責任者

- (1) 警察署長等は、交通担当の幹部のうちから行政処分関係書類の審査責任者を指定するものとする。
- (2) 審査責任者は、行政処分関係書類が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、追加調査、訂正等が必要な場合には、追加調査、訂正等に係る報告書等を求めるものとする。

5 送付手続等

行政処分関係書類は、次の要領により運転免許課長に送付しなければならない。なお、送付の時点において、処分対象事案の発生の日から11か月を経過している場合は、送付が遅延した理由を記載した書面を作成の上、併せて送付すること。

(1) 違反行為に関するもの

ア 交通切符適用事案

交通切符丁票の送付については、次による。

(ア) 交通切符乙票及び丙票を大阪府警察交通切符処理規程（昭和43年訓令第17号。以下「交通切符処理規程」という。）第4条の規定により大阪交通警察官室及びその他の交通警察官室を主管する所属長（以下「主管所属長」という。）に引き継ぐ事件（以下「引継事件」という。）については、交通切符処理規程別記の第4の1の(4)によるものとする。

(イ) 警察署長等は、引継事件以外の事案については、交通切符処理規程別記の第4の2の(2)のイによるものとし、送付期限は、検挙の日から起算して6日以内とする。

イ 交通反則切符適用事案

交通反則切符丁票の送付については、大阪府警察交通反則通告事務取扱規程（昭和43年訓令第16号）別記第1の第4の1の(3)による。

ウ 点数切符適用事案

点数切符丙票の送付については、大阪府警察点数切符処理規程（昭和50年訓令第19号）別記の第3の4による。

エ 切符不適用事案

警察署長等は、次により違反等登録票の送付等を行うものとする。

(ア) 大阪府内に住所を有し、かつ、免許を受けている者を令別表第2の1の表及び2の表に定める行為に対する基礎点数（以下「違反点数」という。）が6点以上の違反により身柄を拘束した事案については、次によるものとする。

a 違反等登録票の記載内容その他参考事項を検挙した日の翌日の午前中までに運転免許課長に電話で通報するものとする。ただし、違反点数が12点未満の違反により身柄を拘

束した事案に係るものについては、免許照会を行い、令別表第3の備考に規定する前歴（以下「令別表前歴」という。）がない場合は、通報を要しない。

b 次に掲げる行政処分関係書類は、検挙した日から起算して6日以内に行政処分関係書類送付書（別記様式第1号の3。以下この5において「送付書」という。）に添えて運転免許課長に送付するものとする。ただし、前記aにより通報をした事案については、違反等登録票の送付は要しない。

(a) 違反等登録票

(b) 現行犯人逮捕手続書の写し

(c) 被疑者供述調書の写し

(d) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し（飲酒運転に係る事案に限る。）

(e) その他事実認定に必要な資料の写し

(イ) 前記(ア)以外の事案については、違反等登録票その他の行政処分関係書類を送付書により、検挙した日から起算して6日以内に送付するものとする。

(2) 人身事故等に関するもの

別記第1の要領による。

(3) 重大違反唆し等及び道路外致死傷に関するもの

警察署長等は、重大違反唆し等又は道路外致死傷に該当する事案であると認めるときは、重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票（別記様式第1号の4）及び被疑者供述調書の写し、被害者供述調書の写し、参考人供述調書の写し、実況見分調書の写し、捜査報告書の写しその他事実認定に必要な資料の写しを送付書により、処理を終わった日から起算して6日以内（道路外致死傷に関するものについては10日以内）に送付するものとする。

(4) 身体障害等に関するもの

警察署長等は、令第38条第1項から第3項まで又は第40条第1項第1号に該当する事案であると認めるときは、危険性帯有・身体障害等行政処分原票（別記様式第1号の5）及び医師の診断書の写し、発見報告書その他事実認定に必要な資料の写しを送付書により、処理を終わった日から起算して6日以内に送付するものとする。

(5) 危険性帯有に関するもの

警察署長等は、令第38条第5項第2号ハに該当する事案であると認めるときは、危険性帯有・身体障害等行政処分原票又は危険性帯有（麻薬、覚醒剤等）行政処分原票（別記様式第1号の6）及び被疑者供述調書の写し、被害者供述調書の写し、参考人供述調書の写し、実況見分調書の写し、捜査報告書の写しその他事実認定に必要な資料の写しを送付書により、処理を終わった日から起算して6日以内に送付するものとする。

6 意見の聴取通知書の交付等

(1) 違反により身柄を拘束した事案に関するもの

ア 運転免許課長は、前記5の(1)のエの(ア)のaによる通報を受理したときは、意見の聴取の期日、場所等を指定した上で警察署長等に連絡し、意見の聴取通知書の交付を依頼するものとする。

イ 警察署長等は、前記アにより意見の聴取通知書の交付依頼を受けたときは、処分対象者に対して意見の聴取通知書に所要事項を記載の上交付し、その受領書を現行犯人逮捕手続書の写しに添付しておくものとする。この場合、意見の聴取通知書の番号は、通報の際、運転免許課長が指定した番号を記載するものとする。

(2) 人身事故等に関するもの

別記第1の要領による。

7 出頭通知書の交付

警察署長等は、違反により身柄を拘束した事案のうち前記5の(1)のエの(ア)のaのただし書の規定により通報を要しない事案に係る者については、検挙した日から起算して15日目（その日が大阪府の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、これらの日の翌日）を出頭日として指定するとともに、行政処分出頭通知書（別記様式第2号。以下「出頭通知書」という。）を交付し、その控えを現行犯人逮捕手続書の写しに添付しておくものとする。この場合、出頭通知書の番号は、事件番号を記

載するものとする。

なお、出頭場所については、運転免許課（運転免許課が指定する門真運転免許試験場内又は光明池運転免許試験場内のいずれかの場所（以下「指定出頭場所」という。））とする。

8 交通反則切符適用事案に関する処分結果等の通報

交通反則通告センター所長は、次の要領により交通反則切符適用事案に係る処理結果等を運転免許課長に通報するものとする。

- (1) 交通反則切符適用事案を審査した結果、違反不成立又は違反事実の是正等を必要とすることが判明したときは、その旨を是正通報書（別記様式第3号）により、告知の日から起算して20日以内に通報する。
- (2) 交通反則切符適用事案を審査した結果、処理が遅延するときは、その理由を遅延通報書（別記様式第3号の2）により、告知の日から起算して20日以内に通報する。
- (3) 前記(2)により通報したものについて処理が終わったときは、その旨を是正通報書により、直ちに通報する。
- (4) 人違い事案等のため、違反登録の変更を必要とすることが判明したときは、その理由を手續変更通報書（別記様式第3号の3）により、直ちに通報する。

第3 違反等の登録

1 違反等登録事案の審査

警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要綱（平成2年8月31日例規（免・門試・光試）第34号）第3の4に規定する違反等登録審査責任者は、警察署長等から送付された違反等登録票に係る事案について事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、免許の失効又は停止処分中の運転等で事実認定に不備があると認められるときは、警察署長等に違反事実再調査通報書（別記様式第3号の4）により再調査の通報を行うものとする。

2 登録除外

違反等登録審査責任者は、違反等登録に係る事案について違反事実の不存在、事実誤認等があるときは、当該事案を違反等登録の対象から除外するものとする。

3 違反等登録の迅速処理

- (1) 違反等登録は、違反等登録票その他の行政処分関係書類の審査の終了を待って直ちに行うものとする。ただし、前記1により再調査の通報を行う場合で登録を除外する可能性が高いときは、この限りでない。
- (2) 違反等登録審査責任者は、登録の経過を明らかにしておくものとする。

4 登録除外の特例

他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その事由を明らかにして、当該事案を発生地都道府県公安委員会に差し戻すものとする。

第4 処分量定の方法

1 新規免許申請者

免許の拒否及び保留の処分量定は、警察庁情報処理センターからの点数通報に基づいて作成された処分等対象者通報書（公委規程別記様式第1号。以下「通報書」という。）による違反前歴（重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る事案の前歴を含む。）及び令別表前歴に該当する前歴が当該免許申請者のものであるかを確認した上、その者の令別表前歴に該当する前歴の回数及び累積点数に基づいて（重大違反唆し等及び道路外致死傷については後記5の(1)に準じて）行うものとする。

2 併記免許申請者

免許の拒否及び保留の処分量定は、通報書により現に受けている免許の処分管轄都道府県公安委員会が行った処分決定に従って行うものとする。

3 違反行為者

- (1) 免許の取消し（再試験に係る免許の取消し及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消しを除く。）及び効力の停止の処分量定は、通報書により行う。ただし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反前歴又は令別表前歴があるときは、本籍・国籍及び住所等によっ

て当該違反前歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた上、処分基準点数に基づいて行うものとする。

(2) 再試験に係る免許の取消しは、再試験又は再試験を受けなかったことにより行われる意見の聴取の実施結果に基づき行うものとする。

(3) 仮免許の取消しの処分量定は、仮免許取消事案発生即報に基づき違反事実を認定して行うものとする。

4 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する違反行為者

自動車等の運転の禁止の処分量定は、前記3の(1)の方法に準じて行うものとする。

5 重大違反唆し等、道路外致死傷、身体障害等又は危険性帯有該当者

(1) 重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る事案の処分量定は、事実認定資料（取消基準に該当するものについては免許取消歴等（免許の拒否若しくは取消し又は6か月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分前歴をいう。以下同じ。）を含む。）に基づいて行うものとする。ただし、免許取消歴等があるときは、本籍・国籍、住所等によって当該免許取消歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた上、行うものとする。

(2) 令第38条第1項から第3項まで又は第40条第1項第1号に該当する場合の処分量定は、医師の診断書等に基づいて行うものとする。

(3) 令第38条第5項第2号ハに該当する場合の処分量定は、事実認定資料に基づいて行うものとする。

第5 行政処分の執行

行政処分の執行は、次により処分書又は処分通知書（以下「処分書等」という。）を交付して行う。

1 処分書等の交付

(1) 免許の拒否又は保留に係る事案の処分通知書の交付は、原則として門真運転免許試験場又は光明池運転免許試験場において出頭した日に行う。

(2) 聴聞又は意見の聴取に係る事案の処分書等の交付は、原則として運転免許課において聴聞又は意見の聴取の実施日に行う。

(3) 前記(2)以外の免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止に係る事案の処分書の交付は、原則として運転免許課において出頭した日に行う。

(4) 再試験不合格に係る事案の処分書の交付は、再試験の実施日に行う。

(5) 警察署長等の執行に係る事案の処分書の交付は、当該警察署等又は被処分者の住所その他の場所で行う。

2 免許証の確認

被処分者に処分の内容を口頭で告知した上で、運転免許証（以下「免許証」という。）の提出を求め、写真等により当該免許証が本人のものに相違ないかどうかを確認するとともに、有効期限等を点検するものとする。

3 処分書等の記載

処分書等を交付するときは、処分期間の始期及び終期並びに交付年月日を記載して行うものとする。ただし、仮免許の取消しについては、所定事項全部を記載して行うものとする。

4 処分書等交付時の教示等

(1) 処分書等の裏面には、講習、免許証の返還、審査請求等の注意事項が記載されていることを了知させるとともに、無免許運転の防止についての指導を行うものとする。

なお、処分書等の裏面に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に規定する教示事項が記載されていない場合は、書面で教示するものとする。

(2) 免許証の返納又は提出を拒否した者については、法第107条の規定に基づき提出義務があること、及び提出を拒否した場合は、法第121条第1項第9号により罰則が担保されている旨を教示し、円滑処理に努めるものとする。この場合、教示に応ぜず、特に悪質と認められる者については、同規定を適用して処理する。

5 併記免許保有者に対する再試験に係る取消処分後の措置

(1) 併記免許保有者が再試験に係る免許を取り消された場合は、なお保有している免許に係る

免許証（以下「新免許証」という。）を作成し、交付するものとする。

(2) 前記(1)により難い場合は、再試験に係る取消処分前の免許証の備考欄に次の記載例により記載し、大阪府公安委員会公印規則（昭和58年公委規則第14号）別表の2の表に定める交通事務専用認印を押印し、交付するものとする。

なお、この場合、有効日までに当該免許証と引き換えに新免許証の交付を受けることを了知させること。

記載例

再試験により〇〇免許取消し、他の種類の免許は、

年 月 日まで有効

年 月 日

第6 未出頭者等に対する処分執行

1 処分対象者の通知

(1) 交通部長は、毎月5日までに、正当な理由がなく出頭に応じない処分対象者（以下この第6において「未出頭者」という。）の住所地又は居所等を管轄する警察署長に対し、行政処分執行通知書（別記様式第4号）に処分書を添えて通知するものとする。

(2) 運転免許課長は、警察署で受理した免許証の更新又は再交付の手續において未出頭等の理由で行政処分を受けていない者として登録されている処分対象者（以下「行政処分手配者」という。）を発見したときは、警察署長に対し、通知の上、処分書を送付するものとする。

2 行政処分の執行

警察署長は、前記1による通知を受けたときは、未出頭者にあつては通知を受けた月の末日までに、処分手配者にあつては指定された日に、前記第5に規定する要領により行政処分の執行を行うものとする。

なお、処分執行日時等を行政処分執行通知書の備考欄に記載する等、処理の経過を明らかにしておくこと。

3 報告

(1) 警察署長は、未出頭者又は行政処分手配者に対して行政処分の執行を行ったときは、運転免許行政処分執行報告書（別記様式第5号）に返納又は提出させた免許証及び処分書等の写しを添付して、重要文書として執行後3日以内に到達するよう交通部長（運転免許課）宛てに報告するものとする。

(2) 警察署長は、未出頭者に対して行政処分の執行を行うことができないときは、運転免許行政処分執行不能報告書（別記様式第5号の2）により、翌月5日までに交通部長（運転免許課）宛てに報告するものとする。

なお、免許証の紛失、免許の失効、再試験に係る免許の取消し、免許の効力の仮停止等のため、執行を行うことができない場合は、報告とは別に、その都度、速やかに電話報告の上、指示を受けること。

4 返納等免許証の管理

返納又は提出を受けた免許証の管理については、別記第2による。

第7 行政処分手配者の発見時における処分執行

1 交通指導取締時における照会

警察官は、交通指導取締時においては、情報管理課情報センターへの免許照会等を実施し、行政処分手配者の発見に努めるものとする。

なお、免許照会を行う際は、手配年月日、手配番号、手配都道府県名、氏名、生年月日、処分種別及び処分日数並びに不携帯の場合にあつては免許証番号を確認するものとする。

2 行政処分手配者の発見時における処分執行

(1) 任意同行

警察官は、前記1による免許照会等を実施した結果、行政処分手配者と思われる者を見つけたときは、行政処分の執行を行うために必要により警察署、交番等へ任意同行を求める。

(2) 運転免許課への通報

前記(1)の行政処分手配者と思われる者に対して必要な事情聴取を行った上、運転免許課に通報する。ただし、当該者が行政処分手配に係る行政処分の執行を既に受けたことを申し立て、

かつ、処分書等によって明らかにその事実を確認できる場合は、通報を要しない。

(3) 行政処分の執行

前記(2)による通報により行政処分手配者であることが確認できた場合は、運転免許課長が所属に配布する処分書の用紙に必要事項を記載して処分書を作成の上、前記第5に規定する要領により行政処分の執行を行う。

3 報告

前記2により行政処分の執行を行ったときは、前記第6の3の(1)に規定する要領により報告を行う。

4 処分書用紙等の管理

処分書の用紙及び処分時に返納又は提出を受けた免許証の管理については、別記第2による。

第8 出頭命令及び免許証保管

1 出頭命令

警察官は、前記第6の1による通知を受けた行政処分対象者又は交通指導取締時に発見した行政処分手配者について行政処分の執行を行うことができないときは、現住所、連絡先等を詳細に聴取の上、出頭命令書・免許証保管証（別記様式第5号の3）を交付し、行政処分手配者に対して運転免許課又は行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県の行政処分担当課（以下「住所地担当課」という。）へ出頭を命じるものとする。

なお、出頭指定日・出頭場所については、運転免許課と協議して指定するものとする。

2 免許証の保管

(1) 前記1の出頭命令に当たっては、次に掲げる場合を除き、当該出頭命令に係る理由を説明した上で免許証の提出を求め、保管するものとする。

ア 免許証不携帯のとき。

イ 免許証の更新期間が到来しているとき、又は既に更新手続中のとき。

ウ 法第109条第1項の規定により現場において免許証の保管を行う必要があるとき（この場合には、交通違反の告知票（書）の下部余白に処分手配者である旨を記入する。）。

(2) 免許証の保管は、法的には任意とされ、かつ、罰則をもって担保されていないことから強制にわたることはできないが、法の趣旨・目的から積極的な姿勢で対応するものとする。

3 出頭命令通知書の作成等

(1) 警察官は、出頭命令又は免許証の保管を行ったときは、速やかに出頭命令等原票（別記様式第5号の3の(その2)）及び保管免許証を所属長に提出して報告するものとする。

(2) 所属長は、警察官から前記(1)による報告を受けたときは、遅滞なく当該警察官に出頭命令通知書（規則別記様式第19の3の7及び別記様式第22の6の5）を作成させ、当該出頭命令通知書及び保管免許証（免許証を保管しない場合は、出頭命令通知書のみ）を逡送（重要文書）で運転免許課長に送付するものとする。

4 出頭命令書・免許証保管証用紙等の管理

未使用の出頭命令書・免許証保管証用紙及び提出を受けた免許証の管理については、別記第2による。

第9 仮免許取消事案に係る事務処理

仮免許の取消事案に係る事務処理要領については、別記第3による。

別記第1

人身事故等行政処分事務処理要領

第1 人身事故

1 行政処分関係書類の送付

(1) 警察署長等は、交通事故情報総合管理システム運用要領（平成28年12月22日例規（交捜）第134号）第6の2の表に規定する審査登録を行い、次に掲げる行政処分関係書類を人身事故等関係書類送付書（別記様式第6号）に添付して運転免許課長に送付するものとする。

ア 人身事故用行政処分原票（別記様式第7号。以下「処分原票」という。）

イ 被疑者立会いの実況見分調書の写し

ウ 被疑者供述調書の写し

エ 医師の診断書又は死体検案書の写し

オ その他事実認定に必要と認められる捜査資料等の写し
(2) 前記(1)による送付は、次に掲げる事件の区分に応じ、それぞれに定める期間内に行うものとする。ただし、期間内に送付できない理由がある場合は、あらかじめ運転免許課長に連絡するものとする。

ア 基本書式適用事件 交通事故発生の日から起算して30日以内

イ 特例書式適用事件 交通事故発生の日から起算して20日以内

ウ 簡約特例書式適用事件 交通事故発生の日から起算して10日以内

2 飲酒運転事案の通報

警察署長等は、大阪府内に住所を有する者の飲酒運転事案を処理したときは、処分原票の事故登録票欄の記載内容、その他参考事項を交通事故発生の日（法第72条第1項の違反を伴うものにあつては、被疑者を検挙した日をいう。以下同じ。）の翌日の午前中までに運転免許課長に電話で通報するものとする。

3 意見の聴取通知書の交付等

(1) 運転免許課長は、前記2による通報を受領したときは、警察署長等に対し、意見の聴取の期日、場所等を連絡し、意見の聴取通知書の交付を依頼するものとする。この場合、意見の聴取通知書の番号は、通報の際、運転免許課長が指定した番号を記載するものとする。

(2) 警察署長等は、前記(1)により意見の聴取通知書の交付依頼を受けたときは、処分対象者に対して意見の聴取通知書に所要事項を記載の上交付し、その受領書を処分原票に添付しておくものとする。

第2 建造物損壊事故

1 行政処分関係書類の送付

警察署長等は、次に掲げる行政処分関係書類を交通事故発生の日から起算して10日以内に人身事故等関係書類送付書に添付して運転免許課長に送付するものとする。ただし、飲酒運転事案で処理通報したのものについては、(1)に掲げる事故登録票の送付は要しない。

なお、期間内に送付できない理由がある事案については、あらかじめ運転免許課長に連絡するものとする。

(1) 事故登録票（出頭指定を行ったものについては、同票欄外下部に出頭指定日を記載しておくこと。）

(2) 被疑者立会いの実況見分調書の写し

(3) 被疑者供述調書の写し

(4) 被害見積書の写し

(5) その他事実認定に必要と認められる捜査資料等の写し

2 飲酒運転事案の通報

警察署長等は、大阪府内に住所を有する者の飲酒運転事案を処理したときは、事故登録票の記載内容、その他参考事項を交通事故発生の日翌日の午前中までに運転免許課長に電話で通報するものとする。

3 意見の聴取通知書の交付等

前記第1の3に準じて行うものとする。

別記第2

出頭命令書等用紙及び保管免許証の管理要領

第1 管理責任者

警察署等における出頭命令書・免許証保管証及び処分書の用紙（以下「出頭命令書等用紙」という。）並びに返納又は提出を受けて保管する運転免許証（以下「保管免許証」という。）の管理責任者は、課長補佐、中隊長及び交通課長（地域交通課長を含む。以下「交通課長等」という。）とする。

第2 保管

出頭命令書等用紙及び保管免許証は、施錠設備のある保管庫に収納する。

第3 出頭命令書等用紙の出納状況等の管理及び点検

1 交通課長等は、出頭命令書等用紙管理簿（別記様式第8号。以下「管理簿」という。）を備え付け、出頭命令書等用紙の出納状況及び使用状況を管理する。

- 2 交通課長等は、毎月1回以上、保管する出頭命令書等用紙を点検し、管理簿に必要事項を記載する。

第4 紛失事案発生時の措置

警察署長等は、出頭命令書等用紙又は保管免許証の紛失、盗難等の事案発生時には、速やかに通報及び手配の措置を講ずるとともに、事案の概要を交通部長（運転免許課）に電話報告する。

別記第3

仮免許の取消事務処理要領

第1 対象事案

この要領によって処理する対象事案は、仮免許を受けた者が令第39条の3第1項第1号から第4号までに定める基準において仮免許を取り消すこととされている次の事案とする。

- (1) 違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊した事案
- (2) 救護義務違反、酒酔い運転、麻薬等運転、共同危険行為等禁止違反、無免許運転、普通自動車、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車の無資格運転、無車検運行、無保険運行、速度超過（30キロメートル（高速40キロメートル）毎時以上）、積載物重量制限超過（大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車による10割以上）、過労運転等、仮免許運転違反又は酒気帯び運転に係る違反行為
- (3) 運転者を唆して酒酔い運転、麻薬等運転、救護義務違反、共同危険行為等禁止違反、無免許運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行、無保険運行、速度超過（30キロメートル（高速40キロメートル）毎時以上）、積載物重量制限超過（大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車による10割以上）、過労運転等、仮免許運転違反若しくは酒気帯び運転に係る違反行為をさせ、又は運転者がこれらの違反行為をした場合に、当該違反行為を助ける行為
- (4) 道路外致死傷に係る事案

第2 事案の究明

- 1 仮免許の取消しは、人身事故等を起こし、又は危険な違反行為をした運転者に対する処分であって、仮免許の性質上交通事故発生後又は違反後速やかに行う必要があり、また、聴聞又は意見の聴取等を行わないで運転者の路上練習又は受験資格を奪うものであるから、対象事案（前記第1の(2)又は(3)の対象事案を除く。）が発生したときは、速やかに警察署長等は、幹部警察官を現場に臨場させ、迅速かつ確実な捜査を行って事実の究明に当たるものとする。

この場合、同乗指導員の過失の有無又は唆し等についても捜査し、真実を究明すること。

- 2 否認事案については、処分対象者の申立てをよく聴取し、事実認定の立証が十分行えるよう証拠の収集を図るものとする。

第3 仮免許取消事案発生即報

- 1 警察署長等は、対象事案の発生後（ひき逃げ事案については被疑者検挙後、前記第1の(3)の対象事案については容疑確定後）、大阪府警察処務規程（昭和30年訓令第31号）第22条の規定により交通部長に仮免許取消事案発生即報をしなければならない。

なお、即報の方法及び即報に伴う連絡その他の処理については、大阪府警察処務規程第7章に定めるところにより行うものとする。

- 2 仮免許取消事案発生即報は、仮免許取消しの判断の資料となり、その内容は、取消処分の適否に重大な影響を及ぼすこととなるので、即報を行うに当たっては適正に行うこと。

- 3 仮免許取消事案発生即報の即報事項は、次によるものとする。

(1) 前記第1の(1)の対象事案については、処分原票の記載内容及び弁明の要旨その他の参考事項

(2) 前記第1の(2)の対象事案については、交通切符丁票（身柄拘束事案については、現行犯人逮捕手続書の写し）の記載内容及び弁明の要旨その他の参考事項

(3) 前記第1の(3)及び(4)の対象事案については、重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票の記載内容及び弁明の要旨その他の参考事項

- 4 処分対象者が身柄拘束又は負傷、病気等のため明らかに自動車の運転をすることができないと認められるときにおいても取消処分が行われることがあるので、適切に即報を行うものとする。

第4 警察官の措置要領

- 1 警察官は、前記第1に掲げる対象事案を発見したときは、違反報告書を作成して、直ちに警察署長等に報告しなければならない。
- 2 処分対象者の運転車両は、次によって措置しなければならない。
 - (1) 運転車両を交通事故の現場又は違反の場所から保管場所に移動する場合は、練習目的ではないので、処分対象者以外の運転資格を有する者に行わせること。
 - (2) 運転車両は、引取人が来るまでの間は、警察署等その他適当な場所に一時保管すること。

第5 仮免許取消処分の執行

警察署長等は、仮免許取消処分の決定の通知があった場合は、別記の第5に定める要領により当該仮免許取消処分の執行を行った上、執行結果を速やかに交通部長（運転免許課）に電話報告するとともに、運転免許行政処分執行報告書に返納させた免許証及び処分通知書の写しを添付して、重要文書として翌日中に送付するものとする。

第6 送付手続等

- 1 前記第1の(1)の対象事案に関する行政処分関係書類の送付については、別記第1の第1の1に定める要領によるほか、処分原票の処分量定上及び改善上の参考意見欄に仮免許取消処分執行日とその旨を朱書するものとする。
- 2 前記第1の(2)の対象事案に関する行政処分関係書類の送付手続については、別記の第2の5に定める送付手続等の要領によるほか、行政処分原票備考欄又は違反等登録票の余白部分に仮免許取消処分執行日とその旨を朱書するものとする。
- 3 前記第1の(3)及び(4)の対象事案に関する行政処分関係書類の送付については、別記の第2の5に定める要領によるほか、重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票の参考事項欄に仮免許取消処分執行日とその旨を朱書するものとする。

第7 本免許と仮免許を受けている場合の取扱い

人身事故等又は違反行為については、仮免許が取り消された場合であっても当該仮免許以外の免許（以下「本免許」という。）に対しては、別個の行政処分が行われるので、本免許と仮免許を受けている者が前記第1に掲げる対象事案に該当する行為をした場合は、次の取扱いによるものとする。

- 1 違反等登録票の免許証番号欄及び免許の種類欄の記載は、本免許証の免許証番号及び免許の種類を記載し、欄外に仮免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。
- 2 前記第1の(2)の対象事案については、別記の第2の6の(1)又は同第2の7に定める要領により、意見の聴取通知書又は出頭通知書を交付すること。

第8 他の都道府県居住者の取扱い

- 1 運転免許課長は、警察署長等から他の都道府県居住者の仮免許取消事案発生即報があったときは、直ちに当該即報事項をその者の住所地を管轄する警察本部の行政処分担当課長に通報するものとする。この場合、処分執行のため当該都道府県への出頭通知依頼があったときは、出頭日時、場所、担当者名を確かめた上、当該即報をした警察署長等に通知しなければならない。
- 2 警察署長等は、運転免許課長から前記1の通知があったときは、処分対象者にそのことをよく教示しなければならない。

違反・事案登録票										
①資料区分	違反登録		事案登録							
	違反(01)	違反(00)	事案(01)	事案無(00)						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
②生年月日					年	月	日	③性別	男(1)	女(2)
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④統一氏名	本名				-----					
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤免許証番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥事件番号	警察署等コード				事件番号					
					法令(違反) (00)	法令(事故) (05)	事案登録 (99)			
	6	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦発生日時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧本籍・国籍	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩処理区分	門試	光試								
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
⑩路線名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪免許の種類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑫違反車両	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩事案名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	重大違反唆し事案における行為者(運転者)の氏名						

注： 事案登録欄は、免許取得の有無にかかわらず道路外事故（人の傷害に係る事故で治療期間が15日未満のものを除く。）及び重大違反唆し等に係る事案の場合のみ記載すること。

事 故 登 録 票											
① 資料区分	事故	事無									
	81	80									
② 生年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日							③性別	男	女	
									1	2	
④ 統一氏名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	本名			
⑤ 免許証番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日 公安委員会交付
⑥ 事件番号	警 察 署 等 コ ー ド					事 件 番 号					
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑦ 発生日時	<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日							<input type="text"/> <input type="text"/> 時			
⑧ 本籍・国籍	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑨ 住所		<input type="text"/>	<input type="text"/>	
⑩ 路線名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑪ 免許の種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑫ 違反車両	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
⑬ 違反名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
⑭ 事故内容	被 害 種 別					被 害 程 度				不 注 意 の 程 度	
	物損	傷害	傷害 仮停止	死亡	死亡 仮停止	小	中	大 (30日以上 90日未満)	大 (90日以上)	専ら 以外	専ら
	1	2	7	3	8	1	2	3	4	2	3
⑮ 処理区分	門試	光試	⑯ 同時照会の有無	有	無						
	1	2		1	0						

人身事故として受理している場合は、犯罪事件受理簿（人身事故）の受理番号	第 <input style="width: 40px;" type="text"/> 号
-------------------------------------	---

(その1)

運転免許課長 殿	第 年	月	号 日
			警察署長 課(隊)長
行政処分関係書類送付書			
1 送付件数 件			
2 送付内容			
種	別	違反月日	氏名
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
切・物・重・道・身・危	・		
送付事務担当者			㊟

注：1 この送付書は、切符不適用事案、重大違反唆し等事案、道路外致死傷事案、身体障害等事案又は危険性帯有事案に使用すること。

2 種別欄は、切符不適用事案のうち物件事故以外のは「切」、切符不適用事案のうち物件事故（建造物損壊事故を除く。）は「物」、重大違反唆し等事案は「重」、道路外致死傷事案は「道」、身体障害等事案は「身」、危険性帯有事案は「危」をそれぞれ○で囲むこと。

(その3)

運転免許課長 殿	第 年	月	号 日
			警察署長 課(隊)長
行政処分関係書類送付書(控)			
1 送付件数 件			
2 送付内容			
種	別	違反月日	氏 名
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
切・物・重・道・身・危		・	
送付事務担当者			④
備 考			

危険性帯有・身体障害等行政処分原票

処 分 対 象 者	本籍	都道府県 市区市	
	住所	都道府県 市区市 (局番)	
事 由	勤務先等	(局番)	
	氏名	生年月日 年 月 日 (歳) 性別 男 女	
事 由	免許証番号	第 年 月 日 公安委員会交付	
	免許の種類	一 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 二 大 中 普 大 け 仮 大 中 準 普 通	
事 由	日時	年 月 日 午 前 後 時 分 ごろ	
	場所	大阪府 市区市	
事 由	自動車の使用者又は整備責任を有する者が次の違反行為をした。 <input type="checkbox"/> 整備不良 (<input type="checkbox"/> 制動装置等 <input type="checkbox"/> 尾灯等)		
	自動車の使用者等 (安全運転管理者等を含む) が業務に関し、次の違反行為を下命し、又は容認した。 <input type="checkbox"/> 酒酔い運転 <input type="checkbox"/> 酒気帯び運転 (0.25mg以上) <input type="checkbox"/> 過労運転等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び (0.25mg未満) 無免許運転 <input type="checkbox"/> 無免許運転 <input type="checkbox"/> 酒気帯び (0.25mg未満) 速度超過 (50km/h以上) 等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び (0.25mg未満) 速度超過 (30 (高速40) km/h以上50km/h未満) 等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び (0.25mg未満) 速度超過 (25km/h以上30 (高速40) km/h未満) 等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び (0.25mg未満) 速度超過 (25km/h未満) 等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び (0.25mg未満) <input type="checkbox"/> 大型自動車等無資格運転 <input type="checkbox"/> 速度超過 (50km/h以上) <input type="checkbox"/> 速度超過 (30 (高速40) km/h以上50km/h未満) <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過 (大型等10割以上) <input type="checkbox"/> 無車検運行 <input type="checkbox"/> 無保険運行 <input type="checkbox"/> 放置駐車違反		
事 由	次の違反行為を唆し、若しくは助け、又は運転者以外の乗務員が次の違反行為をした。 <input type="checkbox"/> 救護措置義務違反 (運転者を唆し、又は助ける行為を除く。) <input type="checkbox"/> 物損事故の危険防止措置義務違反		
	次の行為をした。 <input type="checkbox"/> 暴走行為の指揮又は率先助勢 <input type="checkbox"/> 道路外共同危険行為 <input type="checkbox"/> 集団走行暴力行為 (唆し等を含む。) <input type="checkbox"/> 共同危険行為等禁止違反車両への同乗 <input type="checkbox"/> 登録番号標等不表示等 <input type="checkbox"/> 登録番号標等不表示等指揮		
事 由	道路交通法に規定する道路以外の場所において次の行為をした。 <input type="checkbox"/> 故意による建造物損壊事故 <input type="checkbox"/> 人身事故 (故意によるもの及び治療期間が15日以上のもの又は後遺障害が存するものを除く。) 又は建造物損壊事故 (故意によるものを除く。)		
	<input type="checkbox"/> 自動車等の運転を利用し、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯した。 <input type="checkbox"/> 免許証を偽・変造し、若しくは不正手段で免許証を取得しようとし、又はこれらの行為に関与した。 <input type="checkbox"/> その他自動車を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある。 <input type="checkbox"/> 身体障害 () <input type="checkbox"/> 病 気 ()		
送致罪名	参考事項		

- 注：1 処分対象者、日時及び場所の各欄については、人身事故用行政処分原票の記載要領に準じて記載すること。
- 2 処分事由については、該当の□印の中にレを付け、()内については、それぞれ該当事項を補足すること。
- 3 参考事項欄については、司法処分が決定している場合は、処分結果その他参考事項を記載すること。

危険性帯有（麻薬、覚醒剤等）行政処分原票

処 分 対 象	本籍	都道府県	郡区市
	住所	都道府県	郡区市 (局番)
者	勤務先等	(局番)	
	氏名	生年月日 年 月 日 (歳) 性別 男 女	
象	免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付	
	免許の種類	一 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 二 大 中 普 大 け 仮 大 中 準 普	種 型 型 型 通 特 自 二 特 付 引 種 型 型 通 特 引 免 型 型 型 通
処 場 所	日時	年 月 日 午 前 後 時 分 ごろ	
	場所	大阪府	郡区市
事 由	麻薬等運転（道路交通法第66条、第117条の2第3号）に関する危険性帯有	<input type="checkbox"/> 自動車の使用者等が、業務に関し、命じ、又は容認した。	
	麻薬、覚醒剤等の使用等に関する危険性帯有事案	<input type="checkbox"/> 使用等をした者で、反復して使用等をするおそれがあるもの。	
		<input type="checkbox"/> 使用等の目的で所持した者等で、反復して使用等をするおそれがあるもの。	
		<input type="checkbox"/> 運転免許を受けた者に対し、譲り渡した者 譲受人 氏 名 年 月 日生 免許の種類 年 月 日 公安委員会交付 免許証番号	
		<input type="checkbox"/> 自動車の使用者等が、業務に関し、命じ、又は容認した。	
<input type="checkbox"/> 唆し、又は助けた。			
送致罪名	参考事項		

- 注：1 処分対象者、日時及び場所の各欄については、人身事故用行政処分原票の記載要領に準じて記載すること。
- 2 処分事由については、該当の□印の中にレを付けること。
- 3 参考事項欄については、司法処分が決定している場合は、処分結果その他参考事項を記載すること。

殿	第 号 警 察 署 長 隊 長		
行政処分出頭通知書			
あなたは、行政処分のことについて次により出頭してください。			
1 日時	年 月 日 (曜) 午前 時 分		
2 場所			
3 携行品			
	(1) 本状、運転免許証、印鑑、筆記具		
	(2) 講習を希望される方は講習手数料		
4 講習の受講申出等			
	(1) 運転免許の効力の停止処分については、講習を受けると講習日の翌日から処分解除、又は停止期間の3分の1以上が短縮されますから、希望者は、当日係員に申し出てください。		
	なお、60日以下の停止処分については、当日講習を受けることができます。ただし、60日の停止処分については、金曜日は講習を行っていません。		
	(2) 出頭日時に遅れると、講習を希望されても当日講習を受けることができません。		
5 備考			
	(1) 理由なく出頭しないと不利益になることがあります。		
	(2) 自動車又は原動機付自転車を運転しないでおいでください。		
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">交付者印</td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	交付者印	
交付者印			

.....切 取 線.....



事件番号		氏 名	
出頭指定日	月 日 (曜)	交 付 日	月 日
		交 付 者	㊟

注：行政処分関係書類に添付すること。

第 号 年 月 日		
運転免許課長 殿		
交通反則通告センター所長		
是 正 通 報 書		
区 分	<input type="checkbox"/> 署 (隊課) 是正 <input type="checkbox"/> センター是正 <input type="checkbox"/> センター遅延是正	
反 則 者 氏 名	(男・女)	
生 年 月 日	年 月 日	
免 許 証 番 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
告 知 書 番 号	() <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
違 反 日	年 月 日	
告 知 日	年 月 日	
是 正 事 項	氏 名	
	告知書番号	() <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	告 知 日	年 月 日
	生年月日	年 月 日
	性 別	男 ・ 女
	住 所	
	免許証番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	違反車両	
	違反日時	年 月 日 午 ^前 後 時 分
	違反場所	
	違反事項	
	路線名	
	免許の種類	
	そ の 他	
達成 反立 不等	<input type="checkbox"/> 事実不存在 <input type="checkbox"/> 事実誤認 <input type="checkbox"/>	
理由		
備考		

注：該当の□印の中にレを付けること。

運転免許課長 殿	第 号 年 月 日																
交通反則通告センター所長 遅 延 通 報 書																	
反 則 者 氏 名	(男・女)																
生 年 月 日	年 月 日																
免 許 証 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																
告 知 書 番 号	() <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																
違 反 日	年 月 日																
告 知 日	年 月 日																
遅 延 理 由	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><input type="checkbox"/> 否 認</td> <td><input type="checkbox"/> 報告書作成依頼</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 調 査</td> <td><input type="checkbox"/> 実況見分調書作成依頼</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 違反不成立</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 種別違い</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 立証不十分</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(理由</td> <td style="text-align: right;">)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 否 認	<input type="checkbox"/> 報告書作成依頼	<input type="checkbox"/> 調 査	<input type="checkbox"/> 実況見分調書作成依頼		<input type="checkbox"/> 違反不成立		<input type="checkbox"/> 種別違い		<input type="checkbox"/> 立証不十分		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他		(理由)
<input type="checkbox"/> 否 認	<input type="checkbox"/> 報告書作成依頼																
<input type="checkbox"/> 調 査	<input type="checkbox"/> 実況見分調書作成依頼																
	<input type="checkbox"/> 違反不成立																
	<input type="checkbox"/> 種別違い																
	<input type="checkbox"/> 立証不十分																
	<input type="checkbox"/>																
<input type="checkbox"/> その他																	
(理由)																
遅 延 見 込																	
備 考																	

注：該当の□印の中にレを付けること。

第 号
年 月 日

長 殿

運転免許課長

違反事実再調査通報書

次のとおり、事実認定に不備があるので再調査の上、回答（送付）してください。

違反者名	(男・女)										
生年月日	年 月 日										
免許証番号											
違反日	年 月 日										
切符番号	()										
違反事実 再調査理由	停止処分 年 月 日 時から 年 月 日まで 停止 日 (短縮 日) 公安委員会処分第 号										
	取消処分 年 月 日 時から 取消 日 公安委員会処分第 号										
	失効免許 当該免許は、 年 月 日まで有効										
	その他										

第 号
年 月 日

交通部長 殿

警察署長

運転免許行政処分執行報告書

次のとおり処分を執行しましたので、被処分者の免許証を添えて報告します。

処分書番号	氏 名	処分執行日時	日数	処分満了日
		年 月 日 午前・後 時 分		年 月 日
		年 月 日 午前・後 時 分		年 月 日
		年 月 日 午前・後 時 分		年 月 日
		年 月 日 午前・後 時 分		年 月 日
備 考				
報 告 者	係	階 級・氏 名		

第 号
年 月 日

交通部長 殿

警察署長

運転免許行政処分執行不能報告書

次の者に対しては、処分の執行が不能であったので、処分書を添えて報告します。

処分書番号	—	氏名		
執行不能の理由	処分書住所に居住事実あり	1 不在がち 2 出張中 3 入院中	勤務先、入院先等	電話
	処分書住所に居住せず	1 所在不明 2 家出 3 転出	転出先	電話 ()より判明、 年 月 日転出
	その他	1 免許証紛失 2 免許証保管中 3 死亡	免許証保管 死亡確認	交通警察官室・() にて確認
調査結果				
備考				
報告者	係	階級・氏名		

(その1)

免許証有効期限

年

月

日まで有効・免許証住所

出頭命令書・免許証保管証(番号 <input type="text"/>)	
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。	
命令・交付日時	年 月 日午前・後 時 分
命令・交付者の所属、階級及び氏名	
<input type="checkbox"/> 大阪府警察本部交通部 課・隊 <input type="checkbox"/> 大阪府警察署 課・隊 <input type="checkbox"/> 警部補 <input type="checkbox"/> 巡查部長 <input type="checkbox"/> 巡查	
出頭日時	年 月 日午前・後 時 分
出頭場所	
電話 () -	
氏名 <small>ふりがな</small>	生年日 年 月 日生 (歳) 職業
	本籍
	住所
	電話 () -
	第 <input type="text"/> 号
男・女	免許証 年 月 日 公安委員会交付
免許年月日	第一種 二・小・原 年 月 日
	免許 その他 年 月 日
	第二種免許 年 月 日
免許の種類	有無: <input type="checkbox"/> 種 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 類 型 型 型 通 特 二 自 自 二 特 付 引 二 二 二 二 引 二
免許の条件	
備考 1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時(あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間となります。 2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。 3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。	

注： 該当する□にレ印を付すること。

(その1)

人 身 事 故 用 行 政 処 分 原 票 ()															
事 故 登 録 票	① 資 料 分 区	事 故	事 無	② 生 年 月 日											
		81	80	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	③ 性 別	男	女	④ 統 一 氏 名											
		1	2												
	⑤ 免 許 証 番 号														
	⑥ 事 件 番 号	警 察 署 等 コ ー ド	6	2	事 件 番 号										
	⑦ 発 生 日 時	年 月 日 時										⑧ 本 国 籍			
⑨ 住 所	⑩ 路 線 名										⑪ 免 許 の 種 類				
⑫ 違 反 車 両	⑬ 違 反 名														
⑭ 事 内 処 容	被害種別				被害程度				不注意の程度		⑮ 処 分 区	門 試	光 試		
	傷 害	傷 害 仮 停 止	死 亡	死 亡 仮 停 止	小	中	大 (30日以上~90日未満)	大 (90日以上)	専 ら 以 外	専 ら		1	2		
	2	7	3	8	1	2	3	4	2	3					

違 反 者	本 籍																					
	住 所	(電話) (携帯)																				
	勤 務 先 等	(電話)																				
	氏 名					生年月日	年 月 日 (歳)				性 別	男	女									
	免 許 証 番 号	第											号	年 月 日	公安委員会 交 付							
免 許 の 種 類	種	大	中	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	二	大	中	普 通	大 特	け 引	仮 免	大	中	準 中 型	普 通
		一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
運 転 車 両	()				登 録 (車 両) 番 号																	
処 分 事 由	違 反 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分 頃																				
	違 反 場 所	付近道路																				
	路 線 名																					
	違 反 行 為																					
刑 事 処 分											不 注 意 の 程 度	<input type="checkbox"/> 専 ら 以 外	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 小	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 小								
被 害 状 況	<input type="checkbox"/> 死 亡 人				<input type="checkbox"/> 傷 害 人				治 療 日 数				日									
大 阪 府 警 察 署				交 通 事 故 の 相 手 方	<input type="checkbox"/> 被 害 者 <input type="checkbox"/> 自 過 傷 <input type="checkbox"/> 道 交 法 違 反																	
作 成 年 月 日 (年 月 日)					氏 名																	
警 察 署 人 身 事 故 受 理 番 号					年 第 号				事 件 番 号 6 2													

(その2)

被害者	氏名				傷害の部位		
	年齢	年	月	日生(歳)	程度		
事	違反者(車)の運転状況	方面から			方面に時速約	キロで運転中	
	被害者(歩行者等)の状況	方面から			方面に時速約	キロで運転中	
案	原因となった違反及び態様						
	不注意の態様						
内容	道路の状態					交 通 量	<input type="checkbox"/> 閑散 <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> 錯そう
	処分量定上及びの参考意見						
処分基準	過去3年以内の保留等の回数	回	累積点数	点	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 停止		
処分量定	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 停止 日 <input type="checkbox"/> 不処分						
処分量定上考慮した事項	<input type="checkbox"/> 加重 <input type="checkbox"/> 軽減						
区分	事案発生	<input type="checkbox"/> 自府県 <input type="checkbox"/> 他府県		移送番号 (大阪府公安委員会 第 号)			
	事案処理	<input type="checkbox"/> 自府県 <input type="checkbox"/> 他府県		移送年月日 (年 月 日) 移送先 (公安委員会)			

出頭命令書等用紙管理簿

用紙の種類	受払等年月日	番 号	摘要	使用者等			受領数	払出数	現在数	確認印
				係	氏 名	被処分者				
			<input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 払出 <input type="checkbox"/> 点検							
			<input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 払出 <input type="checkbox"/> 点検							
			<input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 払出 <input type="checkbox"/> 点検							
			<input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 払出 <input type="checkbox"/> 点検							
			<input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 払出 <input type="checkbox"/> 点検							
			<input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 払出 <input type="checkbox"/> 点検							
			<input type="checkbox"/> 受入 <input type="checkbox"/> 払出 <input type="checkbox"/> 点検							

- 注：1 用紙の種類欄は、出頭命令書用紙、取消処分書用紙又は停止処分書用紙のいずれかを記載すること。
 2 摘要欄は、該当する項目の□にレ印を付すること。
 3 使用者等欄は、払出の場合にのみ記載すること。
 4 点検の場合は、摘要欄に確認した用紙の番号を記載の上、現在数のみ記載すること。